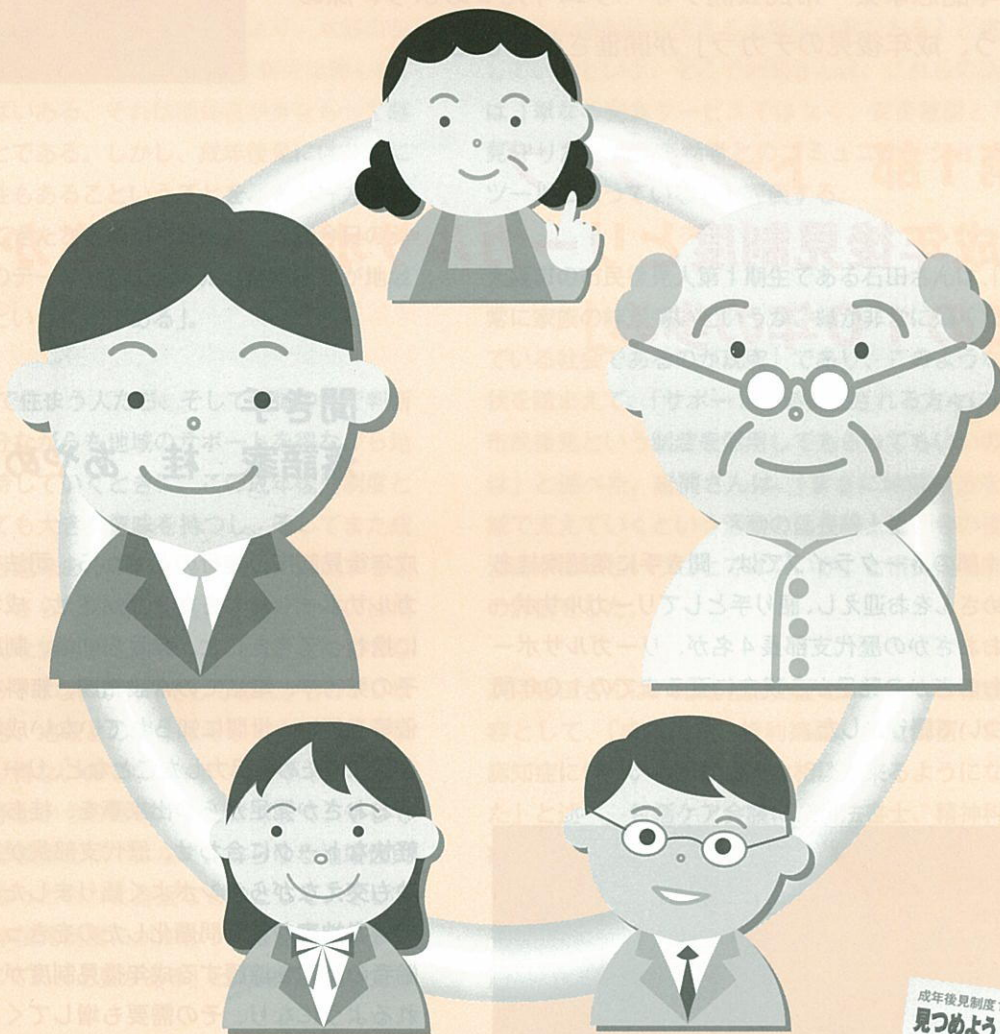


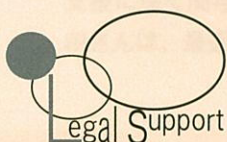
～あなたとともに成年後見を考える～

リーガルサポートとにゅーす

2011年3月発行 <第9号>



- 成年後見制度 10 周年記念事業
市民公開フォーラム開催
- 高齢者虐待の防止



成年後見制度 10 周年記念事業 市民公開フォーラム開催

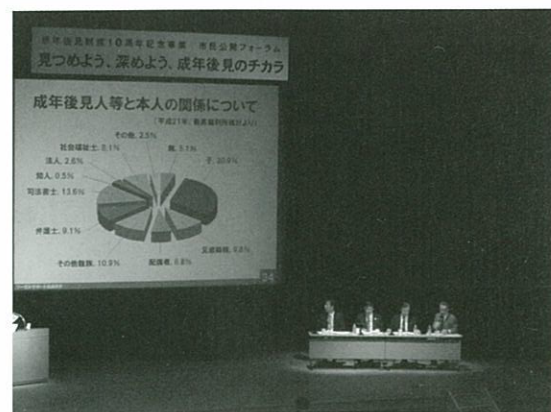
平成 22 年 11 月 13 日（土）午後 1 時から午後 5 時まで「クレオ大阪中央」において、リーガルサポートおおさか、大阪司法書士会共催による、成年後見制度 10 周年記念事業 市民公開フォーラム「見つめよう、深めよう、成年後見のチカラ」が開催されました。



第 1 部 トークライブ 「成年後見制度とリーガルサポートおおさか この 10 年の歩み」

聞き手
落語家 桂 あやめ さん

第 1 部のトークライブでは、聞き手に落語家桂あやめさんをお迎えし、語り手としてリーガルサポートおおさかの歴代支部長 4 名が、リーガルサポートおおさかの発足から現在に至るまでの 10 年間について語りました。



成年後見制度の施行のときから、司法書士はリーガルサポートおおさかを発足させ、成年後見制度に携わってきたこと、発足当初は、制度説明の冊子の発行や、電話での常設相談、無料相談会の開催等を行い、世間に知られていない成年後見制度の周知のために尽力したことなど、リーガルサポートおおさか発足からの出来事を、桂あやめさんの軽快なトークに合わせ、歴代支部長がスライド上映も交えながらテンポよく語りました。高齢者の消費者被害が社会問題化したのをきっかけに、高齢者の権利を擁護する成年後見制度が世間に知られるようになり、その需要も増してくると、成年後見制度の利用件数も増加していきます。リーガルサポートが、成年後見制度の担い手として、社会の要請に応えられるよう活動を行い、成年後見制度とともに 10 年を歩んできたことが良くわかりました。

第 2 部 シンポジウム「成年後見が地域を変える」

コーディネーター

・大阪市立大学大学院 准教授
岩間 伸之さん

シンポジスト

・ NPO 法人いきいき会代表理事 坂田 朱美さん
・ 市民後見人（大阪市） 石田 隆通さん
・ 泉大津市地域包括支援センター所長 寺田 幸二さん
・ リーガルサポートおおさか 司法書士 佐田 康典さん

まず、コーディネーターの岩間さんより、本日のシンポジウムの開催趣旨として、「成年後見は難しい、課題もいっぱいある、それは関係者が身をもって感じてきたことである。しかし、成年後見には非常に大きな可能性もあることというのを、もう一方で関係者は感じてきたところがあった。それが今日のシンポジウムのテーマとして選んだ『成年後見が地域を変える』ということである」。

また、「地域で住まう人たち、そして地域の中で判断能力が不十分ながらも地域のサポートを得ながら地域生活を維持していくときに、この成年後見制度というのがとても大きな意味を持ち、そしてまた成年後見制度を意味あるものとして地域で展開することによって、さらに地域の生活だとか、あるいは地域でのいろんな諸条件を改善していくことにもつながっていくのではないかと」、「そしてこれからの 10 年を考えたとき、地域との関係なくして今後の成年後見制度はあり得ないのではないか」、つまり「成年後見制度の担い手というのは専門職だけでなく、そして必要性がある親族だけではなく、あらゆる地域住民の人たちがもっともっと身近なものとして、そして具体的に成年後見制度にかかわってもらおう、そういう 10 年にしていく必要がある」との説明があった。

そこで、地域の中で活躍されているシンポジストに、まずはその活動を述べてもらい、地域の中で成年後見制度をどのように活用しているのかを紹介する形でシンポジウムは進められた。

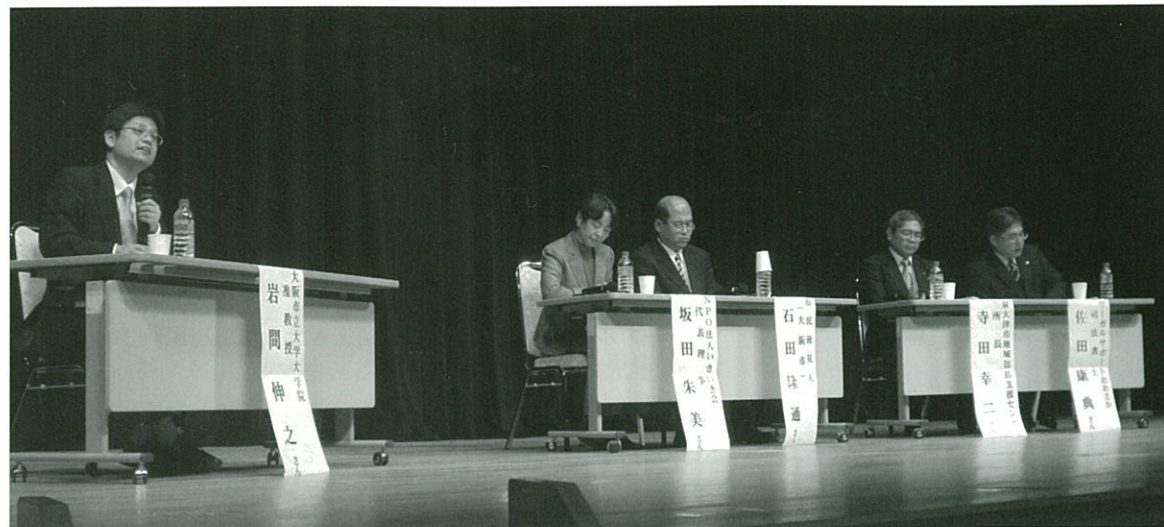
市民参加型の配食サービスを通して、地域の生活支援に深く関与していく取り組みを行ってきた坂田さんは、最近「配食サービスというものは本当

に在宅の高齢者を支える大事な仕事である」と実感しているという。そこで岩間さんは、これらの活動は「単なる配食サービスではなく、安否確認とか、見守りだとか、高齢者とのコミュニケーションのツールになっている」と評価する。

大阪市の市民後見人第 1 期生である石田さんは、「非常に家族の絆が薄いというか、縁が非常に薄くなっている社会であるのが現実」であり、このような現状を踏まえて、「サポートを必要とされる方々には、市民後見という制度を活用してもらってもいいのでは」と述べた。岩間さんは、「まさに地域の方を地域で支えていくという活動の延長線上に、今後の後見活動があるということではないか」と市民後見制度の評価をした。

次に寺田さんは、地域包括支援センターへの相談内容として、「成年後見、権利擁護、多重債務、また認知症に伴ういろんな複雑な相談が来るようになった」と述べ、包括ケア会議に、司法書士、精神科の病院の医療相談員の方にも参加してもらうようになり、「持ち込まれた相談ケースにある一定の方向性を出すことができています」という。また岩間さんも、「保健・医療・福祉に加え、司法の連携も欠かせなくなってきた」と指摘する。

地域をベースに後見活動をしてきた佐田さんは、「一番大事なのは、その人にかかわっているキーマンが誰なのかということを探ること」「周りにいる支援者が誰なのか」「人との関係がどうなっているのか、そこが一番大事」と、自身の経験から、本人だけを見るのではなく地域の様々な人との調整が重要であることを説いた。



左から、岩間さん、坂田さん、石田さん、寺田さん、佐田さん

後半 「成年後見制度と地域とのあり方、これからの10年について」

坂田さんから「子ではなく、孫、甥姪が連絡先になっていることが多くなっている」との報告があった。岩間さんは、「家制度が今変わりつつあるのではないかな、要するに義理の関係が薄くなってきているのではないかな」と分析する。これを受け坂田さんから「家族間での日々の交流とか、そこら辺をもっと考えて行く必要があるのではないかな」との提言があった。

石田さんは「現に身寄りがなくて、あるいは本当に縁が薄くて援助を必要とする人がいるのだから、その人たちをいかにサポートしていくかということが、これからの私たちの日本の社会が抱えている大きな問題であると思う」と指摘した上で、「必要とされる人に出来るだけ手厚いサポートができるように、後見人として活躍する人が増えていくことを切に祈っている」との思いを述べた。

寺田さんは、地域包括支援センターの役目として、「地域住民が住み慣れた地域で、その人らしく尊厳のある生活をどうやってしていただけるかにある」とし、そして「地域の困りごとの第一発見者というのは、やはり地域に住んでいる人だと思うので、その人達から情報をいただくと、関係機関と連

携をとって、チームでアプローチ、そして動いていく体制が今後大事になっていくと思う」と、地域の福祉の専門家たる民生委員、福祉委員、老人クラブの人たちとの連携の重要性を説いた。

佐田さんは、「地域でいろんな人が、いろんな専門家が、問題を一緒になって考えて解決していくことが非常に重要だと思っている」と、そして「今後は、孤独な高齢者はもちろんのこと、社会や地域、親族から完全に孤立している人を、家族もあると思うが、地域の中でいち早く見つけ出すことが重要である」と述べた。

岩間さんが、「地域の中で新たなニーズをきちんとキャッチすること、そのニーズをきちんと成年後見制度を使って地域の中で生活を維持できるよう支援していくこと、地域と成年後見人、あるいは成年後見制度というのは、サイクルのように、ぐるぐるお互い関連性を持ちながら維持できる可能性がある」と述べ、「課題も明らかになってきた10年であった。それはもちろん対応していかなければならないが、それだけではなく、もっともっと新たな可能性を示唆する取り組み、それは地域の中に起こっている」と締め括った。

高齢者虐待の防止



高齢者人口の急増とともに、要介護高齢者が増加している。在宅の要介護高齢者を抱える家族は、非常に重い介護を負担し、多くの困難を抱えている。介護に疲れ果てた

家族が高齢者を殺害したり、無理心中を図るといった悲しい事件もおこっている。

このような中、高齢者虐待に対応するための防止法が必要であるという意見が強まり、平成17年11月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が可決され、平成18年4月1日より施行されている。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

この法律の大きな特徴は、その名称から明らかなように、虐待を受けた高齢者保護のための措置を定めることで、高齢者虐待を防止するとともに、孤立した養護者の環境にも目を向け、養護者支援を他方の柱としたことにある。

高齢者虐待防止法が規定する養護者による虐待の種別

高齢者虐待防止法では、下記の5つを養護者による高齢者に対する虐待行為と規定している。

虐待の態様については、児童虐待防止法における「児童虐待」と重なる部分が多いが、高齢者虐待防止法においては、虐待行為として経済的虐待が定義されたことが特徴的と言える。

1 身体的虐待

高齢者に対し、暴力的行為などで、身体にあざ・痛みを与える行為や、高齢者と外部との接触を意図的に遮断する行為

2 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

養護者が、高齢者の介護や世話を放棄又は放任すること

同居人による暴行・暴言・わいせつ行為等を、養護者が放置すること

3 心理的虐待

高齢者に対し、脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること

4 性的虐待

高齢者との間で合意が形成されていないあらゆる形態の性的な行為又はその強要

5 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が、高齢者の財産を不当に処分すること

高齢者虐待の3つの大きな原因

1 養護者の過重な介護負担

養護者が日常的な介護生活の中で精神的・肉体的に疲弊し、その結果として虐待に及ぶケースなどがこれにあたる。

2 これまでの人間関係や家族問題

介護が必要になった相手に対して、もともと心理的に抵抗を抱いているケースである。たとえば親から虐待を受けていた子どもが成人し老親の介護を行う、嫁姑問題で苦しんできた嫁が養護者となり、過去の不満を鬱積させ虐待に至る場合などがある。

3 経済的な問題

財産を手に入れる目的で養護者となっているものの、適切な介護を行っていない、財産が入ってこないことを理由に暴力をふるうなどのケースである。虐待者の経済的困窮や多重債務問題が存在することもあり。

高齢者虐待問題の解決のためには、地域包括支援センターを中心として、関係機関が連携して対応することが重要となる。成年後見制度を利用することで、解決に導ける事案も多く存在する。

高齢者虐待防止法における虐待の種別と内容についてご説明しましたが、次に、リーガルサポートおおさかの会員が、実際に携わった高齢者虐待の事例を2例ご紹介いたします。

事例1（身体的虐待のケース）

Aさん（女性77歳）は、独居生活を送っており、一人娘が訪問による介護をしていたが、脳梗塞を発症してのち認知症が進行し、物忘れがひどくなっていった。

娘は、認知症に対する理解が不十分であったため、Aさんの物忘れがひどいことや、自分の思うような行動をしてくれないことに憤慨し、Aさんに対して身体的虐待を行うようになる。

Aさんが、娘より暴力を受けたと地元の警察署に駆け込み、顔面が赤く腫れていたことから、警察署より市役所高齢介護課へ高齢者虐待事案として通報される。

Aさんと娘を引き離すため、Aさんは、ショートステイにより特別養護老人ホームに措置入所となり、その後、近隣の病院へ入院することになった。

Aさんが退院したのちの施設入所の手続や財産管理のためには、成年後見人の選任が必要であり、リーガルサポートおおさかの会員を成年後見人候補者として成年後見開始の市長申立てがなされる。

成年後見人が選任されるとすぐに入院先の病院より、Aさんの認知症の回復の見込みがないため早急に次の入所施設を探し退院するよう促される。次の入所施設を探すものの、本人の収入は年金のみで、預貯金も少なく、資産状況に見合う施設が見つからないため、仕方なく月々の収支では少々赤字になるが、しばらくの間、有料老人ホームに入所となった。

現在、Aさんと娘はお互いに何処に住んでおり、どのような生活を送っているか知らない状況である。娘は、Aさんの居所と近況を心配しているが、精神状態が不安定なこともあり、今のところAさんの居所は知られないようにしている。Aさんもまた、娘と引き離された当初は、暴力を受けていたとはいえ娘のことをしきりに心配していた。今のところ二人を会わせることはできないが、今後、様子を見ながらではあるが、再会できる可能性もある。



事例2（身体的虐待、介護・世話の放棄、放任、経済的虐待のケース）

Bさん（男性74歳）は、長男と二人暮らしをしており、認知症を発症し在宅生活が困難となるも、長男より介護が受けられず、トイレに閉じ込められる等の身体的虐待を受けていた。地域人権協会が長男の虐待を発見し、市役所に通報する。

市役所の高齢介護課と社会福祉課が連携して、Bさんを介護老人福祉施設へ入所できるよう手配し、また、Bさんに資力がないことから生活保護受給の手続をとる。

ところが、Bさんに老齢基礎年金の受給資格があることが判明し、5年間遡及して年金を受け取ったため生活保護は廃止となる。

年金振込みのあったBさんの通帳は、施設が管理していたが、長男が度々施設を訪れて強硬的な態度で本人の通帳と届出印を引き渡すよう要求してくるため、施設はやむなく長男に通帳と届出印を渡してしまう。長男は、Bさんの年金を使い込んで、施設利用料も納付せず、施設からの再三の督促にも応じなくなった。

Bさんへの経済的虐待を回避するため、リーガルサポートおおさかの会員を成年後見人候補者として成年後見開始の市長申立てがなされる。

選任後、成年後見人は、Bさんが生活保護を再度受給できるように手続をし、月々の年金で毎月発生した施設利用料を未納なく支払い、滞納分については分割にて支払っていくことで施設と合意し、現在も滞納分を分割支払中である。

成年後見人が選任された当初は、長男が成年後見人のところへ度々お金を要求しに来ていたが、市役所側で、長男も生活保護を受給できるように手配してからは、その要求も無くなった。



地域での見守りと成年後見

地域で暮らす高齢者や障がい者が、さまざまな事情で、尊厳ある暮らしができなくなっている場合、介護・福祉サービスや成年後見制度の利用等により、支えていくのはもちろんですが、その地域に住む人々が関わりをもち、「〇〇さん、最近どうも様子がおかしい」と気付いたら、市町村や地域包括支援センター等に連絡をするといった、地域での見守りが重要になってきています。

私たちリーガルサポートおおさかは、現在、市町村や地域包括支援センターとの連携はもちろん、各地域において、一般市民向けの成年後見制度説明会や、相談会を通して、地域の皆さんに成年後見制度のことを知ってもらい、誰もが住みなれた地域で、尊厳ある生活を続けていけるよう、日々活動を続けています。

成年後見制度、高齢者・障がい者の財産管理などについて、司法書士が無料で電話または面接でご相談に応じています。何でもお気軽にご相談ください。

電話番号 **06-4790-5656**

電話相談

日時 土・日曜日、祝日を除く **毎日** 午後1時～午後4時（予約不要）

面接相談

日時 **毎週木曜日**（但し、祝日は除く）

午後1時～午後4時、予約不要
（受付時間：午後3時30分まで）

場所 **大阪司法書士会館**

大阪市中央区泉町1丁目1番6号
（☎06-6941-5351）

●地下鉄谷町四丁目駅
⑧番出口より谷町筋を南へ徒歩5分



苦情受付
センター

万一、担当会員が後見業務について不適切な業務等を行っている場合は、苦情受付センターまでご連絡下さい。
電話受付の上、月1回面談にて苦情を受け付けております。

予約電話

06-4790-5643

リーガルサポートおおさか 〒540-0019

大阪市中央区泉町1丁目1番6号 大阪司法書士会館内
電話：06-4790-5643 FAX：06-6941-7767

リーガルサポートおおさか

<http://www.legal-support-osaka.jp/>

(社) 成年後見センター・リーガルサポート

<http://www.legal-support.or.jp/>